

八幡浜市民間施設指定暑熱避難施設指定要領

1. 目的

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」という。)の指定について、熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守ることを目的に市内の民間施設(以下「施設」という。)をクーリングシェルターとして指定するために必要な事項を定める。

2. 実施内容

クーリングシェルターは、市民の休息場所として主に次の内容を実施する。

- (1) 施設利用の有無にかかわらず、暑さから避難する市民が適切に休息できる空間の提供及び休息用の椅子、ソファ等の準備(既設のもので可)
- (2) 空調の適切な管理・運用
- (3) 施設の入出口等見やすい場所へのポスター等の掲示
- (4) 熱中症特別警戒情報の発表時は、公表している日時において必ず開放する。
- (5) 熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、開放するよう努める。

3. 指定基準

クーリングシェルターの指定基準は、次の条件を満たす施設とする。

- (1) 市内に所在を有すること。
- (2) 適当な冷房設備を有すること。
- (3) 熱中症特別警戒情報が発表されたときに施設を開放できること。
- (4) 滞在に供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること。

4. 開放期間

クーリングシェルターとして施設を開放する期間は、国が定める熱中症警戒情報提供期間である、4月の第4水曜日から10月の第4水曜日までとする。

なお、開放することができる日及び時間帯は、施設の実情に応じる。

5. クーリングシェルターの指定申込方法

クーリングシェルターの指定申込方法は次のとおりとする。

- (1) 申込期間
随時受付
- (2) 申込方法

施設管理者は、「八幡浜市指定暑熱避難施設指定申込書(様式1)」に必要事項を記入して、八幡浜市市民福祉部生活環境課に提出(持参、郵送、電子メ

ール等) する。

6. 物資の配布、情報の提供

市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行う。

- (1) クーリングシェルター案内表示等の配布
- (2) 熱中症予防に関する啓発資料の配布
- (3) 熱中症特別警戒情報発表時の情報提供

7. 経費の負担

- (1) クーリングシェルターの開放による冷房設備の電気代等の必要な経費は、施設側の負担とする。
- (2) 利用者が施設に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償を負わない。

8. クーリングシェルターの指定

(1) 指定方法

申込みがあった施設のうち、「3. 指定基準」を満たすものを、市長がクーリングシェルターとして指定する。なお、指定にあたり、市は施設の管理者との間において、協定を締結するものとする。

(2) 指定の期間と更新

指定の期間は、指定の日から年度末の3月31日までとし、クーリングシェルターの指定を受けた施設を有する事業者から事前の申し出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとする。

(3) 指定の公表

市が指定した施設については、市ホームページ等において公表する。

(4) 指定の解除

市は指定の期間中であっても、次の要件により指定を解除することができる。

- ① 指定基準の要件を満たさなくなった場合
- ② 施設より指定の解除の申し出があった場合
- ③ 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合

<申込み・問い合わせ先>

〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市市民福祉部生活環境課脱炭素推進室（八幡浜庁舎2階）

TEL：0894-22-3111 FAX：0894-22-5990

メール：kankyou@city.yawatahama.ehime.jp

要領策定日：令和6年6月28日